

基調提言

みんなで「子供のため」から降りる

学校の働き方改革は、「教育関係者すべて」に求められている重要課題
教員が健康であってはじめて質の高い学校運営が可能

名古屋大学大学院教育発達科学研究科
准教授 内田 良



執筆者 プロフィール	愛知教育大学教育学部講師を経て、2011年から現職。専門は教育社会学。学校リスク（スポーツ事故、組み体操事故、教員の部活動負担・長時間労働など）の事例やデータを収集し、隠れた実態を明らかにすべく、研究をおこなっている。著書に『ブラック部活動』（東洋館出版社）、『教育という病』（光文社新書）など。
---------------	--

「教育関係者すべて」の課題

学校の働き方改革は、教育関係者すべてが取り組むべき重要課題です。「教育関係者すべて」についての課題であるところで記したのは、その人びとが単に教育に関係しているから以上の意味をもたせています。すなわち、文部科学省も教育委員会も、そして教育現場も、さらには私たち教育学者も、皆が陰に陽に大なり小なり、「子供のため」と学校の業務を増やしてきたからです。

「教育」とは厄介なもので、いくらやっても終わりがありません。勉強一つをとっても、子どもそれぞれに得手不得手があり、理解の進度もちがいます。個々の状況に応じた手厚い指導

ができるに越したことはないでしょう。しかも勉強だけを見ていけばよいというわけでもありません。いじめをはじめとする子どもの人間関係にも十分な配慮が求められ、ときには保護者対応も必要となります。

「教育は無限」です。でもその一方で、教育を担ってくれる教員は、無限にはいません。「教育は無限」だとしても、「教員は有限」です。これまでは、その無限の教育に有限の教員を合わせてきました。でも、一人ひとりの教員には、活動できる時間と体力に限界があります。

この条件下で私たち教育関係者が採用すべき一つの指針とは、有限の教員に教育を合わせていくということです。リソースとしての教員に制約があるなかで、各種教育活動に優先順位をつけ

ます。そして優先度の低い活動については、たとえ「子供のため」であったとしてもそれを削っていくという覚悟が、「教育関係者すべて」に求められています。

管理職の苦悩

「教育関係者すべて」ということは、そこに敵も味方もいません。

教員の働き方改革に関してSNSにおける発言を見ていると、たとえば管理職に関する語りは、管理職への不満であふれかえっています。「仕事を減らそうとしない」「残業するな」とだけ、圧力をかけてくる「事なかれ主義」といった批判の言葉が並びます。一方で、私個人は管理職から、「変えたくても職員の同意

が得られない」「自分が異動したら、減らしたものが復活してしまった」といった声も多く聞いています。

部活動に関するスポーツ庁の調査(2017年7月に実施)では、校長に対して、部活動関連の悩みの有無として、「顧問教員の負担軽減」「顧問の知識・技能不足」「保護者の理解不足」「部員(生徒)の学業との両立」など計17の項目(複数回答)がたずねられています。それらのなかでもっとも悩みが多かったのが「顧問教員の負担軽減」であり、約8割もの校長がそれを選んでいきます(スポーツ庁「平成29年度『運動部活動等に関する実態調査』」)。

同様の状況は、神奈川県の中学校・高校調査(2013年6月～7月に実施)からも確認できます。「顧問教員の負担が大きすぎる」ことについて、「そう思う」「ややそう思う」という回答は、保護者・外部指導者・教員・校長のなかでは、校長がもっとも

多いという結果です。(神奈川県教育委員会『中学校・高等学校生徒のスポーツ活動に関する調査報告書』)。

部活動については、顧問を務める教員の過重負担に注目が集まっていますが、その業務をお願いしている管理職が必ずしもその負荷に鈍感であるというわけではないようです。むしろ教員以上に悩んでいると言えるでしょう。教員もそして校長も、皆が教員の負担の大きさに苦悩しています。

そして、このところ霞ヶ関の過重労働が話題になっていることに関連して、各自治体の教育行政の働き方にも目を向けなければなりません。株式会社ワーク・ライフバランスによる「コロナ禍における政府・省庁の働き方に関する実態調査」(2020年6月～7月に実施)では、文部科学省職員を含む国家公務員のうち4割で残業時間が一か月あたり100時間を超えていたとのこと。各自治体の教育委

員会における職員の残業実態はまったく明らかになっていませんが、教育委員会事務局は役所のなかでいつも遅くまで明かり

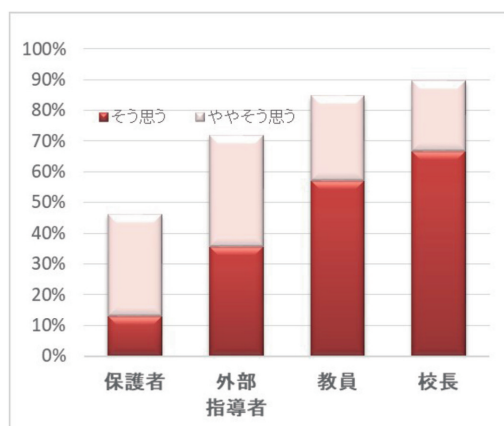
がついている部署であるとの情報を、私はしばしば耳にします。

教員に直接業務を押しつけてくるのは、管理職や教育委員会でしょう。構造的にはそのとおりですから、長時間労働の管理責任を問われるのは当然であると私も思います。ただ、管理職や教育委員会を一方的に非難してはばかりもいられません。くり返すとおり、「教育関係者すべて」が、「子供のため」にお互いに業務を増やしてきました。全員が共犯関係にあるなかで、長時間にわたる労働が進行してきたということです。

時間感覚を失った職員室

2016年度に文部科学省が公立の小中学校教員を対象に実施した教員勤務実態調査によると、「教諭」における平日一日あたりの勤務時間(平均)は、小学校が11時間15分、中学校が11時間32分に達しました。2006年度の調査結果と比べると、小学校では43分、中学校で32分の増加となりました。厚生労働省が定める「過労死ライン」(時間外労働が月80時間以上)を超える教員は、小学校で33.5%、中学校では57.6%を占めています。

ただ上記の時間数から漏れている業務があります。持ち帰りの仕事です。教員は、仕事をもち帰ることが多い職種です。教員勤務実態調査によると、平日

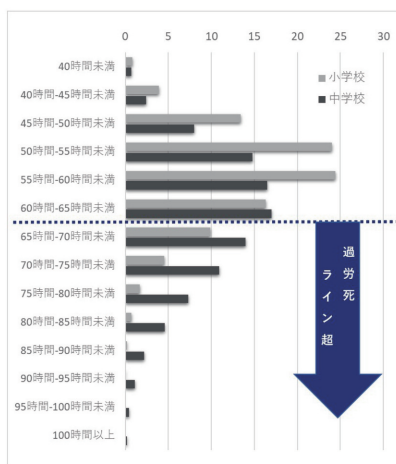


顧問教員の負担が大きすぎると思う者の割合(神奈川県)

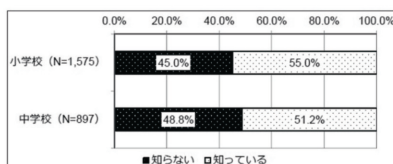
一日あたり小学校で 29 分、中学校で 20 分の持ち帰り業務が確認されています。

教員の長時間労働を論じるにあたって、しばしば見落とされがちなのは、休憩時間がほとんどとれていないことです。公立校教員の所定労働時間は 7 時間 45 分です。6 時間を超えている場合、労働基準法第 34 条により、労働者には少なくとも 45 分の休憩が与えられなければなりません。ところが教員勤務実態調査によれば、半日にわたって労働がつづくなか、休憩時間は小学校では 3 分、中学校では 4 分という結果です。学級担任に限定すると、小学校は 1 分、中学校は 2 分と、さらに短くなります。

休憩時間についてはそれが短すぎるという事実以上に危機的なことがあります。それは、そもそも休憩時間の存在が理解されていないということです。連合総研の調査（2015 年 12 月実施）によると、制度上の「1 日の休憩時間数」について、小学校では 45.0%の教員が、中学校では 48.8%の教員が「知らない」と回答しています（連合総合生活開発研究所『とりもどせ！教職員の「生活時間」』）。休憩時間という制度的に規定された時間枠が知られていない職場で、休憩時間をとることなど不可能に近いでしょう。



教諭における一週間の勤務時間（持ち帰り仕事は含まない）
※文部科学省「教員勤務実態調査」をもとに筆者が作図



教諭における所定休憩時間数の認知度
※連合総研『とりもどせ！教職員の「生活時間」』より転載

学校は総じて「時間感覚」を失った職場です。つい最近まで、勤怠管理は「押印」で済まされていました。民間企業ではタイムレコーダーで厳格に管理されていますが、学校ではそもそも何時間働いているのかさえわからない時代が長くつづいてきたのです。

「聖職者」の文化

これまでの教員文化は、お金や時間に関係なく「子供のため」に尽力する姿を美化してきました。「献身的教師」と呼べるものであり、「聖職者」とも表現でき

ます。

教育界には古くから、「献身的教師」「聖職者」に徹しない者を揶揄する言葉があります。「サラリーマン教師」という呼び名で、時間やお金に厳しく、無賃残業は好まないタイプを指します。サラリーマンに対して失礼な言葉であるようにも思いますが、いずれにしてもそう揶揄しているうちに、学校はだれもが認める官製ブラック企業に成り下がってしまいました。

2019 年 1 月に中央教育審議会が発表した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」は、その「はじめに」において、「‘子供のために’ という強い使命感と責任感から、自校の児童生徒や自身が担任となった児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなして、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況に陥っている」ということが指摘されています。教員の長時間労働は、単純な奴隷労働というわけではありません。「子供のために」と、つい頑張ってしまうところに、学校の働き方改革の難しさがあります。

中教審の働き方改革答申が発表された 2019 年に福井テレビ開局 50 周年記念番組として制作された「聖職のゆくえ」というドキュメンタリー番組が、同

年 11 月の日本民間放送連盟賞のテレビ部門グランプリ審査において、準グランプリを受賞しました。そこには、福井市内のとある公立中学校の日常が描き出されています。この「聖職のゆくえ」を観た人たちが、心に残った場面として口をそろえて言うのが、夜遅くの小部屋での会議の様子です。

7～8名の教員が集って、中学2年生の宿泊学習（1泊2日）の存廃をめぐる議論をしています。重々しい空気のなか、おおよそ各先生の次のような発言で場面は進んでいきます。

▼いつもとちがうところで時間を守ったりとか、クラスじゃない人のことも考えたりとか（という宿泊学習の教育的意義は大切だと思う）。

▼これだけ授業時間が足りないと言っていて、それでもやる？

▼授業時間だけじゃなく、先生の負担もめっちゃ大変やと思う。

▼何もせずに、中3で修学旅行にぱっと行けるんでしょうか？

（修学旅行の前に宿泊学習に）

1 回行って泊まってくれば、子供の自信になる。

▼小6で修学旅行やってるんですよ。なのに中学校になったら行くのが不安って（いう意見はおかしい）。

▼じゃあ、小6でやって、中3まで何もなしで、修学旅行2泊3日ってどうなの？

「授業時間が足りない」「先生の負担もめっちゃ大変」といったように、宿泊学習をなくしたいという声が寄せられた一方で、「いつもとちがうところで時間を守ったり」「子供の自信になる」と、宿泊学習の意義を訴える声が返されます。平日の夜、残業代も支払われない状況のなかで会議が開かれ、そこで宿泊学習が子供のために重要な教育活動であり、存続させるべきであるということ、教員自身が語っています。その夜、会議は2時間つづきました。議論の末、宿泊学習は昨年と同じようにおこなわれることになったとのことです。

「子供のため」に尽力しようとする教員文化は、長時間労働が問題視されている今日においてもなお、発動します。「子供のため」とは、逃れがたい呪縛のようなものなのかもしれません。

国や自治体が現場に課している業務

長時間労働の解消には、教育現場ができることと、国や自治体ができることがあります。国としては先の教員勤務実態調査は、現状を把握するという改革に向けての第一歩ですし、中教審の働き方改革答申は画期的であると言えます。

一方で、国・自治体にもっと期待したいことがあります。そ

れは、国や自治体がみずから学校に課している業務を削減することです。2020年1月の中教審では、文部科学省は標準授業時数や教員免許更新制度、全国学力・学習状況調査などの見直しが言及されています。

2020年度から、「在校等時間」の把握が始まり、定時外の業務は一ヶ月あたり「45時間まで」と規定されました。本来であれば、上限規制をかけるのであれば、規制をかける側がそれと同時に業務の具体的な削減案を出すべきでしょう。そうしなければ、書類の上で45時間を切るだけで、実質的には働きつづけることになります。国や自治体もまた、「子供のため」の呪縛から逃れることが求められます。

「子供のため」の教育サービスを減らすことは、「教育関係者すべて」にとって容易なことではありません。しかしながら、教員が健康であってはじめて質の高い学校教育が運営可能となることを考えれば、中長期的に見て、「子供のため」の一部をあきらめることは、子供にも教員にも過ごしやすい学校生活をもたらしてくれることになるのだらうと私は思っています。